

令和5年度5回福岡市開発審査会 会議録

開催日	令和5年11月24日(金) 午後3時00分から 午後3時40分まで	場所	福岡市役所 9階 特別会議室2
出席者	委員	萩島会長、林副会長、志賀委員、柴田委員、出水委員、鳥飼委員	
	福岡市	住宅都市局 建築指導部 柴田部長 開発・建築調整課 岳本課長、山本係長、齊藤係長、福島係長、衛藤、大坪、佐藤	

凡例：以下において、○は委員、□は福岡市の発言を示す。

第11号議案

〈特定流通業務施設〉

- 既に何件もの特定流通業務施設がこの周辺で申請されており、国の政策どおりに機能が誘導されている。
- 特定流通業務施設は、区域を指定してから建物の申請を出すのか、それとも建物を申請することで区域に追加されていくのか。
- 区域の指定がまず先に行われる。当該地は、H6年とR3年に区域指定されている。区域の指定についても、開発審査会の意見を聴くことになっている。
- 長崎に本社があり、新たに福岡に倉庫を新設するとあるが、長崎の本社を畳むということか。
- 長崎の本社はそのままである。元々福岡でも運送事業を行っていたが、荷主から納付先への直接輸送が中心で効率が悪いため、流通拠点が必要とのことで、今回の申請に至った。
- 法律の趣旨の総合化と効率化に合致している。

(採決)

- 承認する。

第12号議案

〈分家住宅〉

- 北側の道路境界部分に端切れ地がいくつか残っているように見える。この部分はどうするのか。
- 道路用地であるため、そのまま残す。
- 敷地面積が500.00㎡となっているが、この根拠は求積図から来ているのか。
- 基準は500㎡以下であるため、その基準に合わせて申請してもらおう。面積の正確な値や、求積図等の資料は、審査会後の申請時に確定するため、今回はこのような形で表記している。
- 市街化区域に他に建築可能な土地はないのか。
- ない。
- 500㎡の住宅はかなり広い印象を受ける。何人で住むのか。
- 4人で住む予定である。平屋の計画である。
- 市街化区域の境界付近であり、この建物によって街の雰囲気が大きく変わることはなく、理解できる。

(採決)

- 承認する。

第 13 号議案

〈社会福祉施設〉

○建物が北西の角に位置している。北側の農地に落ちる日影等の隣地との調整は済んでいるのか。

□農地の所有者には説明しており、特に意見は出ていない。また、2階建ての計画であり、影響は少ないと考えられる。

○市街化調整区域ではあるが、市街化区域に近い場所である。隣の工芸会ワークセンターとの一体的な運用であり、この場所にあることが自然な印象である。

(採決)

○ 承認する。